



利用等に関する契約書又はそれに相当する書類

二 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

三 申請者が個人である場合には、住民票の写し

四 申請者が第九条第一項第三号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面

五 過去に法第八条の経済産業大臣の輸入承認を受けたことを証する書類及び当該承認による特定有害廃棄物等の直前三年間の輸入実績又はこれらに相当する行為の業務経歴を記載した書類

六 当該申請に係る輸入の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（当該法人設立の日以後に開始した事業年度におけるものに限る）

八 申請者が個人である場合には、資産に関する調書

九 当該申請に係る輸入事業計画書（輸入予定数量を含む）

十 当該申請に係る運搬を自ら行う場合においては、前条の基準に適合することを確認するためには、前条の基準に適合することを確認する

十一 当該申請に係る運搬を他の事業者に行わせる場合には、運搬を行う者の名簿及び当該運搬を行う者が前条の基準に適合することを確認するために必要な書類

十二 認定に係る再生利用等目的輸入を行っており、他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合には、当該許可等を得てることを証する書類

十三 その他法第十四条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となる書類及び図面

（再生利用等目的輸入事業者の認定の更新の申請）

第十二条 法第十四条第四項の認定の更新を受けようとする者は、当該認定の有効期間満了の六十日前までに、前条第一項の申請書に同条第二項各号に掲げる書類、認定証及び認定に係る実績を記載した書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。（再生利用等目的輸入事業者の変更の認定の申請）

第十三条 法第十四条第五項の変更の認定を受けようとする者は、様式第七による申請書に特定

有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号。以下「令」という。）第六条に規定する認定証及び当該変更に係る第十一条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第十四条 法第十四条第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名の変更

二 輸入する特定有害廃棄物等の輸入の方法の変更

（再生利用等目的輸入事業者の廃止の届出）

第十五条 再生利用等目的輸入事業者は、その認定に係る事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の十日前までに、様式第八によるとする届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行わなければならない。（軽微な変更の届出）

（再生利用等目的輸入事業者の認定証）

第十六条 法第十四条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（登記事項証明書を添付する場合にあっては、三十日）以内に、様式第九による届出書に当該変更に係る第十二条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

（再生利用等目的輸入事業者の認定証）

第十七条 令第六条に規定する認定証の様式は、様式第十のとおりとする。

一 前項の認定証の交付を受けた者は、第十四条第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、様式第十一による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出し、認定証の書替えを受けなければならない。

（再生利用等目的輸入事業者の認定証の再交付の申請）

第十八条 令第七条の規定による再交付の申請は、様式第十二による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。この場合において認定証が汚損されたために再交付の申請を行うときは、当該認定証を当該申請書に添付しなければならない。

（再生利用等目的輸入事業者の認定の更新の申請）

第十九条 再生利用等目的輸入事業者は、毎年二月二十八日までに、その前年におけるその認定

に係る特定有害廃棄物等の輸入及び運搬に関し、当該特定有害廃棄物等に係る再生利用等事業者ごとに様式第十三による報告書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

前項の報告書には、輸入した特定有害廃棄物等に係る有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）第六条の規定による通告の書面の写し及び当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを添付しなければならない。

（再生利用等を行おうとする者の基準）

第二十条 法第十五条第一項第一号の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る再生利用等を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められること。

二 当該申請に係る再生利用等を行おうとする者が次の一いずれにも該当しないこと。

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法、廃棄物処理法その他生活環境の保全を目的とする法令で別表第一に掲げるものを若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十三条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚二関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなつた日から五年を経過しない者

ハ 特定有害廃棄物等の飛散及び流出並びに使用する薬剤等による特定有害廃棄物等及び施設等の腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

イ 特定有害廃棄物等の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

二 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

ホ 施設から排ガス等を排出する場合は、人の健康の保護及び生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

ヘ 特定有害廃棄物等の受入設備及び処理装置が、施設から特定有害廃棄物等の貯留設備が、施設の處理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

ト 特定有害廃棄物等の保管は、周囲に囲い

ヘ 特定有害廃棄物等の荷重が直接当該荷重にかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。が設けられている場所で行うこと。

チ カラトまでに掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情に応じ、人の健康の保護及び生活環境の保全上の支障が生

五十八年法律第四十三号）第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

二 当該申請に係る再生利用等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

（再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における当該再生利用等の基準）

二十一 法第十五条第一項第二号の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該申請に係る再生利用等を行おうとする施設及び再生利用等が次に掲げる基準に適合すること。

じないようには必要な措置が講じられていること。

二 当該申請に係る再生利用等に際して、他の法令に基づく行政庁の許可等を必要とする場合にあつては、当該許可等を得ていること。  
(再生利用等事業者の認定の申請に係る書類)

**第二十二条** 法第十五条第二項の申請書は、様式第十四によるものとする。

2 法第十五条第二項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 事業計画の概要

ロ 当該申請に係る再生利用等の内容に関する次に掲げる事項

(1) 再生利用等を行う特定有害廃棄物等の種類、性状及び予定輸入数量

(2) 再生利用等の方法

(3) 再生利用等によって得られるもの(以下「再生品」という。)の種類及び性状

ハ 当該申請に係る再生利用等に係る事務所及び事業場の所在地

ニ 当該申請に係る再生利用等を行つたに当たつて、他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあつては、当該許可等に係る事業の範囲又は施設の種類

ホ 当該申請に係る再生利用等の用に供する全ての施設に関する次に掲げる事項

施設の設置の場所

施設の種類

施設の処理能力

施設の位置及び構造

施設の維持管理の方法

四 申請者が当該施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類

三 当該申請に係る再生利用等に伴い生ずるもの(再生品を除く。)の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類

四 申請者が当該施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類

五 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

六 申請者が個人である場合には、住民票の写し

七 申請者が第二十条第四号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面

八 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(当該法人設立の日以後に開始した事業年度におけるものに限る。)

九 申請者が個人である場合には、資産に関する調査書

十 法第八条に基づき輸入された特定有害廃棄物等の再生利用等の直前三年間の実績又はこれに相当する処理の実績を示す書類

十一 当該申請に係る特定有害廃棄物等の当該申請に係る再生利用等の直前三年間の実績又はこれに相当する処理の実績を示す書類

十二 当該申請に係る再生利用等を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処理工程図、設計計算書及び当該施設の付近の見取図

十三 施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに排水の汚染状態(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第一項に規定する汚染状態をいう。)を記載した書類

十四 認定に係る再生利用等に関する他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあつては、当該許可等を得ていることを証する書類

十五 その他法第十五条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となる書類及び図面

(再生利用等事業者の認定の更新の申請)

(再生利用等事業者の変更の認定の申請)

十六 日前六十日までに前条第一項の申請書に同条第二項に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(再生利用等事業者の変更の認定の申請)

十七 第二十三条 法第十五条第四項の認定の更新を受けようとする者は、当該認定の有効期間満了の(再生利用等事業者の変更の認定の申請)

二 十四条 法第十五条第五項において読み替えられて適用する法第十四条第五項の変更の認定を受けるようとする者は、様式第十五による申請書に令第十条に規定する認定証及び当該変更に係る(変更の認定を要しない軽微な変更)

二 十五条 法第十五条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(再生利用等事業者の変更の認定の申請)

二 十六条 法第十五条第五項において読み替えられて適用する法第十四条第五項の変更の認定を受けるようとする者は、様式第十五による申請書に令第十条に規定する認定証及び当該変更に係る(変更の認定を要しない軽微な変更)

二 十七条 法第十五条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(再生利用等事業者の変更の認定の申請)

二 十八条 法第十五条第五項において読み替えられて適用する法第十四条第五項の変更の認定を受けるようとする者は、様式第十五による申請書に令第十条に規定する認定証及び当該変更に係る(変更の認定を要しない軽微な変更)

二 十九条 法第十五条第五項において読み替えられて適用する法第十四条第五項の変更の認定を受けるようとする者は、様式第十五による申請書に令第十条に規定する認定証及び当該変更に係る(変更の認定を要しない軽微な変更)

二 二〇条 法第十五条第五項において読み替えられて適用する法第十四条第五項の変更の認定を受けるようとする者は、様式第十五による申請書に令第十条に規定する認定証及び当該変更に係る(変更の認定を要しない軽微な変更)

二 二一一条 法第十五条第五項において読み替えられて適用する法第十四条第五項の変更の認定を受けるようとする者は、様式第十五による申請書に令第十条に規定する認定証及び当該変更に係る(変更の認定を要しない軽微な変更)

二 二二二条 法第十五条第五項において読み替えられて適用する法第十四条第五項の変更の認定を受けるようとする者は、様式第十五による申請書に令第十条に規定する認定証及び当該変更に係る(変更の認定を要しない軽微な変更)

業省令、環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その法人番号及び代表者の氏名の変更

二 再生利用等を行おうとする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法であつて、人の健康の保護及び生活環境の保全上の支障がないもの変更

(再生利用等事業者の廃止の届出)

二十六条 再生利用等事業者は、その認定に係る事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の十日前までに、様式第十六による届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

(軽微な変更の届出)

二十七条 法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日(登記事項証明書を添付する場合にあつては、三十日)以内に、様式第十七による届出書に当該変更に係る第二十二条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

(再生利用等事業者の認定証)

二十八条 令第十条に規定する認定証は、様式第十八条のとおりとする。

(再生利用等事業者の認定証)

二十九条 令第十一条の規定による認定証の再交付の申請は、様式第二十による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとす

(再生利用等を行つた当該特定有害廃棄物等他の再生利用等事業者に搬出した場合には、当該他の再生利用等事業者を含む。)ごとに様式第二十一による報告書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

二十九条の報告書には、再生利用等を行つた特定有害廃棄物等の第八条第一項に規定する様式第二十二による報告書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

三十一条 法第十九条第三項の証明書の様式は、様式第二十二のとおりとする。

二十九条の報告書には、再生利用等を行つた特定有害廃棄物等の第八条第一項に規定する様式第二十二による通知書及び移動書類の写しを添付しなければならない。

三十一条 法第十九条第三項の証明書の様式は、様式第二十二のとおりとする。

六 振動規制法	(昭和五十一年法律第六十四号)	附 則 (平成三〇年八月一四日経済産業省・環境省令第五号)抄 (施行期日)	1 この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第六十二号)の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。	附 則 (令和元年七月一日経済産業省・環境省令第三号)	2 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。	附 則 (令和二年一月二八日経済産業省・環境省令第四号)	(施行期日)
五 悪臭防止法	(昭和四十六年法律第九十一号)	第一条 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)	第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。	2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	別表第一(第一条、第二条関係)	別表第一(第九条、第二十条関係)	別表第二(第九条、第二十条関係)
四 水質汚濁防止法	(昭和四十三年法律第九十七号)	地域 一 経済協力開発機 構の我が国以外の 加盟国	地域 二 前項の中欄に掲 げる地域以外の 地域	特定有害廃棄物等 条約附屬書I V Aに掲げる処 分作業を行ふために輸出され る特定有害廃棄物等 条約附屬書I V Bに掲げる処 分作業を行ふために輸出され る鉛蓄電池(破碎されて か否かを問わない。) 全ての特定有害廃棄物等			
三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第一百三十六号)							
二 騒音規制法	(昭和四十三年法律第九十八号)						
一 一大気汚染防止法	(昭和四十三年法律第九十七号)						

様式第1（第4条関係）

株式会社 (第4号) 8月25日	
輸出行動者に係る届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 権限 大 臣 殿	
提出者 長谷川太郎及び 代表者の名前： 住居又は登録地名：	
通達性住所：	
電話番号： FAX番号：	
e-mail:	
輸出特定期定有効範囲等 $\left\{ \begin{array}{l} \text{輸出を行ひたことなき} \\ \text{の運送を行ひたことなき} \end{array} \right.$ を 大 つ か	
前に下記欄に記入の上、捺印し、輸出行動者に持て渡して、次のとおり提出します。	
輸出特定期定書類を受け取った書類番号 付替番号： 付替年月日： 年 月 日	
輸出特定期定有効範囲等 $\left\{ \begin{array}{l} \text{輸送を行ひたことなき} \\ \text{の運送を行ひたことなき} \end{array} \right.$ $\left[ \begin{array}{l} \text{を} \\ \text{大} \\ \text{つ} \\ \text{か} \end{array} \right]$ 地域	
輸出特定期定有効範囲等に関する今後 の計画	

様式第2（第6条関係）

## 様式第3（第7条関係）

様式第3(第7条関係)

輸入移動書類 輸出移動書類 に係る記述	年月日
経済産業大臣 通達大蔵閣	届出者 法人の登録番号 代表者の氏名： 住所又は登録地：
	通報責任者名： 電話番号： FAX番号： e-mail：
の運搬を行わないこととした 輸入特定有害廃棄物等 の輸送を行わないこととしたので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制を 受けたる法規は「日本国税關法第2号及び第3号」(法規ID: 46)に基づいて読み替えて適用する旨を含む。)の規定により、輸入移動書類 を提出して、改めて料金を請求すること。	
輸入移動書類の交付を受けた番号及 日付又は輸入移動書類を作成した日付	封筒番号： 年月日
輸入特定有害廃棄物等 の運搬を行わないこととなつた の易燃性を含むこととなつた 場合	
輸入特定有害廃棄物等に関する今後 の意向	
備考：用紙の大きさは、日本通規規格A4としてすること。	

## 様式第4（第8条第1項関係）

様式第4(第8条第1項)

Notification on the Receipt of Hazardous Wastes/Other Wastes 輸入特定有害廃棄物等の受取通知	
To Exporter 輸出者	Date 年月日
To Competent Authorities of States of Export and Transit 輸出・輸送のための 輸出のための機関	
From Name: 氏名 Address: 住所 Phone number: 電話番号 Contact Person: 担当者名 Tel: Fax: e-mail:	
I inform herewith the receipt of the hazardous wastes/other wastes, as follows. 輸入特定有害廃棄物等の受取を以下のようにお知らせします。	
Notification No. 番号	
Serial/lot number 荷物番号/ロット番号	/
Date of receipt of waste 荷物を受けた日付	
備考 1 本通知は郵便のタイプで提出する。 2 氏名又は郵便の欄に記入する。 3 本通知は郵便の欄に記入する。署名をもつた輸入移動書類又は料金請求書の写しを添付すること。 4 用紙の大きさは、日本通規規格A4としてすること。	

## 様式第5（第8条第2項関係）

様式第5(第8条第2項)

Notification on the Disposal Recovery of Hazardous Wastes/Other Wastes 輸入特定有害廃棄物等の処理回収	
To Exporter 輸出者	Date 年月日
To Competent Authorities of States of Export and Transit 輸出・輸送のための 輸出のための機関	
From Name: 氏名 Address: 住所 Phone number: 電話番号 Contact Person: 担当者名 Tel: Fax: e-mail:	
I inform herewith the completion of the disposal/recovery of the hazardous wastes/other wastes, as follows. 輸入特定有害廃棄物等の処理回収を以下のようにお知らせします。	
Notification No. 番号	
Serial/lot number 荷物番号	/
Date of the completion of the disposal/recovery of the waste 荷物の処理回収の日付	
備考 1 本通知は郵便のタイプで提出する。 2 本通知は郵便の欄に記入する。 3 本通知は郵便の欄に記入する。署名をもつた輸入移動書類又は料金請求書の写しを添付すること。 4 用紙の大きさは、日本通規規格A4としてすること。	

## 様式第6（第11条関係）

様式第6(第11条)

再生利用等目的の輸入事業者認定申請書(新規・更新)	
経済産業大臣 通達大蔵閣	年月日
申請者 姓 名 氏 名 代表者の氏名： 法人の登録番号 電話番号：	
輸入特定有害廃棄物等の輸入に係る規制に該当する輸入事業者及び輸出・輸入の認定 申請 1. そのほかに、輸入移動書類に記載する。	
2. 輸入特定有害廃棄物等の輸入に係る規制に該当する輸入事業者及び輸出・輸入の認定 申請 3. 再生利用等目的の下記に記載する特許有効 期間の内に申請する。	
4. 用紙の大きさは、日本通規規格A4としてすること。	

## 様式第7（第13条関係）

様式第7（第7条関係）  
再生利用等目的輸入事業者の変更の認定申請書  
年月日

申請者	住所
氏名	性別
代表者の氏名	法人番号
電話番号	
特記事項欄（該当する事項に○を付けて下さい。）	
□ 既存の輸入事業者と同一の場合は、○を付けて下さい。	□ 既存の輸入事業者と同一の場合は、○を付けて下さい。
□ 他人が既存の輸入事業者と同一の場合は、○を付けて下さい。	□ 他人が既存の輸入事業者と同一の場合は、○を付けて下さい。
□ 既存の輸入事業者と同一の場合は、○を付けて下さい。	□ 既存の輸入事業者と同一の場合は、○を付けて下さい。
【提出書類】	
□ 証明書	□ 証明書
□ 認定書	□ 認定書
□ 認定登録証	□ 認定登録証
□ 認定登録証	□ 認定登録証
備考	
記号： 1. 既存の輸入事業者と同一の場合は、○を付けて下さい。 2. 用紙の大きさは、日本画規格A4とすること。	

様式第8（第15条関係）  
年月日

経済産業大臣 環境大臣 相談官	提出者 住所 氏名 性別 代表者の氏名 法人番号 電話番号
再生利用等目的輸入事業者の認定廃止届出書	
年月日付け、輸入事業者にて認定を受けた特定期間内に輸入事業者の認定に該当する事項について廃止したので、特定期間内に輸入事業者の輸出輸入等の実績に該当する法規第14条第7項の規定により廃止出ます。	
認定年月日及び認定番号	年月日 年月日
廃止の理由	
廃止の年月日	年月日
【提出書類】	
□ 証明書	□ 証明書
□ 認定書	□ 認定書
□ 認定登録証	□ 認定登録証
□ 認定登録証	□ 認定登録証
□ 認定登録証	□ 認定登録証
備考 用紙の大きさは、日本画規格A4とすること。	

様式第9（第16条関係）  
年月日

経済産業大臣 環境大臣 相談官	提出者 住所 氏名 性別 代表者の氏名 法人番号 電話番号
再生利用等目的輸入事業者の認定変更届出書	
年月日付け、輸入事業者にて認定を受けた特定期間内に輸入事業者の認定に該当する事項について変更したので、特定期間内に輸入事業者の輸出輸入等の実績に該当する法規第14条第7項の規定により変更出ます。	
認定年月日及び認定番号	年月日 年月日
変更の内容	
変更の理由	
変更の年月日	年月日
【提出書類】	
□ 証明書	□ 証明書
□ 認定書	□ 認定書
□ 認定登録証	□ 認定登録証
□ 認定登録証	□ 認定登録証
□ 認定登録証	□ 認定登録証
備考 1. 本認定書に於ける輸入事業者の輸出輸入等の実績に該当する法規第14条第7項の規定による用紙の大きさは、日本画規格A4とすること。 2. 用紙の大きさは、日本画規格A4とすること。	

様式第10（第17条第1項関係）  
年月日

経済産業大臣 環境大臣 相談官	提出者 住所 氏名 性別 代表者の氏名 法人番号 電話番号
認定証	
We hereby certify you as having obtained the approval as set forth in Paragraph 1 of Article 14 of the Biodegradable Act in Japan, for the import of hazardous waste shown in 3 for the purpose of the recovery/recycling/reclamation of the same by your company/organization/enterprise listed in 6 which is for the purpose of the protection of human health or the living environment.	
年月日	Date (year/month/day)
経済産業大臣 環境大臣 (Minister of Economy, Trade and Industry) (Minister of Environment)	
記載を受けた者の氏名及び会社名並びに法人番号及び代表者氏名 Name and address, or company number and name of the representative person that obtains the approval	
2. 認定年月日 年月日	Date of certification
3. 認定登録証番号 Certification number	
4. 認定登録証登録日 年月日 Date of registration	
5. 輸入の目的である再生利用等を行ううとする法規第14条第1項の認定を受けた者 Type of hazardous wastes to be imported for recovery/recycling/reclamation	
6. 輸入の目的である再生利用等を行ううとする法規第14条第1項の認定を受けた者 Import of Japan, who intends to conduct recovery/recycling/reclamation, which is the stated purpose for the import.	

## 様式第8（第15条関係）

## 様式第9（第16条関係）

## 様式第10（第17条第1項関係）

様式第11 (第17条第2項関係)

年月日	
経済産業大臣 通達大蔵省	
申請者 氏名: _____ 住所: _____ 代表者の氏名: _____ 法人番号: _____ 電話番号: _____	
被申請者(輸出入事業者)の名称(略称) 氏名: _____ 住所: _____ 代表者の氏名: _____ 法人番号: _____ 電話番号: _____	
特定期別取扱い規則(輸出入事業者)の規定に該当する場合に該当する場合は、該規定に該当する規則の規定に基づいて申請した。 〔例〕(1) 甲子年(平成22年)4月1日から(平成22年)6月30日まで (2) 甲子年(平成22年)4月1日から(平成22年)6月30日まで	
備考: 申請の大きさ合は、日本規制規則Aとすること。	

様式第12 (第18条関係)

年月日	
経済産業大臣 通達大蔵省	
申請者 氏名: _____ 住所: _____ 代表者の氏名: _____ 法人番号: _____ 電話番号: _____	
被申請者(輸出入事業者)の名称(略称) 氏名: _____ 住所: _____ 代表者の氏名: _____ 法人番号: _____ 電話番号: _____	
特定期別取扱い規則(輸出入事業者)の規定に該当する場合に該当する場合は、該規定に該当する規則の規定に基づいて申請した。 〔例〕(1) 甲子年(平成22年)4月1日から(平成22年)6月30日まで (2) 甲子年(平成22年)4月1日から(平成22年)6月30日まで	
備考: 申請の大きさ合は、日本規制規則Aとすること。	

様式第13 (第19条関係)

年月日	
経済産業大臣 通達大蔵省	
提出者 氏名: _____ 住所: _____ 氏名: _____ 住所: _____ 氏名: _____ 住所: _____ 氏名: _____ 電話番号: _____	
再生利用等の輸入事業者の年次報告書	
特定期別取扱い規則(輸出入事業者)の規定に該当する場合は、該規定に該当する規則の規定に基づいて申請した。 〔例〕(1) 甲子年(平成22年)4月1日から(平成22年)6月30日まで (2) 甲子年(平成22年)4月1日から(平成22年)6月30日まで	
備考: 申請の大きさ合は、日本規制規則Aとすること。	

様式第14 (第22条関係)

年月日	
経済産業大臣 通達大蔵省	
申請者 氏名: _____ 住所: _____ 代表者の氏名: _____ 法人番号: _____ 電話番号: _____	
被申請者(輸出入事業者)の名称(略称) 氏名: _____ 住所: _____ 代表者の氏名: _____ 法人番号: _____ 電話番号: _____	
特定期別取扱い規則(輸出入事業者)の規定に該当する場合は、該規定に該当する規則の規定に基づいて申請した。 〔例〕(1) 甲子年(平成22年)4月1日から(平成22年)6月30日まで (2) 甲子年(平成22年)4月1日から(平成22年)6月30日まで	
備考: 申請の大きさ合は、日本規制規則Aとすること。	

第 1 実業専門学校を設立するに際し、特許料を支拂う場合、輸入料の7%の範囲内に於ける輸出額及び貿易に係る特許料を支拂う場合、輸入料の7%の範囲内に於ける輸出額並に第 2 条第 2 項各号に掲げる額額を合併すること。

样式第 16 (第 26 条關係)

年 月 日

経営者大区 理 廉 大 國	
届出者 住所 氏名：久保作 代表者の氏名 法人番号 電話番号	
再利用等事業者認定廃止届出書	
年 月 日付：年 月 日 用途：特定期を定めた資源回収事業者の廃止に付随する特定期の廃止届出書	
定められた事業者について廃止したので、特定期有効範囲外の輸出入港の規制に際しては法律規則第 26 条により受け出します。	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 年額 種
廃止した事業の範囲	
廃止の理由	
廃止の年月日	年 月 日
連絡先	連絡先 会社名：久保作 仕事場：〒 担当者：莫 連絡方法： 連絡手段： 連絡方法：

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

样式第 17 (第 27 条關係)

年 月 日

経済産業大臣 規制庁 大臣 説明	
届出者 住所 氏名又は本名 代表者の氏名 法人番号 電話番号	
再生利用等事業者認定変更届出書	
年 月 日付け 年第 号で認定を受けた物質又は資源物質等の特定対象事業者の認定に係る以下の事項について変更したので、特許や各資源物質の輸出入人等の規制に関する法律(第15条第2項に従い開示する)第14条第7項の規定により届けます。	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 番 号
変更の内容	
変更の理由	
変更の年月日	年 月 日
連絡先	担当者名: 氏名、名前: 性別、年令: 会員登録番号: TEL: FAX:

備考 1 当該変更に係る他の資源物質の輸入販売に付随する法律別表第1項

22条第2項各号に掲げる書類を別紙として添付するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定書  
Certification  
（略）  
Address:  
名前:  
代表者の氏名:  
National representative organization:  
Name of the official representative:  
（略）  
以下に署名し、右に記入する箇所を複数箇所に捺印する。大字の箇所は印を捺す。印を捺す箇所が複数ある場合は、印を捺す箇所を複数箇所に捺印する。  
We hereby certify that you have obtained the original copy in English of Paragraph 1 of Article 15 of the Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora concerning the importation of live specimens of marine mammals, and that the following regulations concerning hazardous wastes listed in S. will be observed by the living environment.  
（略）

年月日  
Date (year/month/day)

經濟發展大臣  
(Minister of Economy, Trade and Industry)

環境大臣  
(Minister of the Environment)

認定を受けた者の氏名及び名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者氏名

Name and address, or company number and name of the representative person that obtains the certification

2. 認定の年月日 年 月 日  
Date of certification

1. 認定番号 第 号  
Confidentiality number

1. 有效期限年月日 年 月 日

1. 有效期限年月日 年月日  
Expiration date

5. 再生利用等を行う特定有害廃物等の種類  
Type of hazardous wastes certified for recovery/recycling/reclamation

#### 5. 再生利用等の方法 Method of recovery/recycling/recultivation

#### Method of recovery/recycling/reclamation

- ・リサイクル/資源回収  
Products of the recovery/recycling/reclamation

